

## 北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について（案）

### 1 設置の根拠

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第5条第1号及び北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため、専門部会を設置するものである。

#### 参考

##### [北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱]

（選考及び決定）

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

##### [北海道男女平等参画推進条例]

第30条（専門部会） 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

### 2 専門部会設置の理由

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体又は支援団体・グループを顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的とし、平成16年度に創設された賞である。

このため、受賞候補者の選考に当たり、有識者からなる北海道男女平等参画審議会専門部会を設置し、全道各地で活躍している個人や団体・グループについて、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしている。

### 3 専門部会の構成

社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体等を顕彰することから、各分野から、バランスよく構成する。

### 4 専門部会開催スケジュール

部 会	時 期	内 容
	11／2	・審議会において専門部会の設置を協議 ・専門部会委員及び部会長の指名
第1回	11月下旬	・候補者選考 ・知事へ報告
	12月上旬	・受賞者決定
	1月中旬	・贈呈式

### 5 専門部会の公開について

受賞候補者のプライバシーに配慮し、審議は非公開とする。

# 北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

## (目的)

第1条 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

## (賞の種類)

第2条 北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 輝く女性のチャレンジ賞  
受賞者が女性個人の場合
- (2) 輝く男性のチャレンジ賞  
受賞者が男性個人の場合
- (3) 輝く北のチャレンジ賞  
受賞者が団体・グループの場合
- (4) 輝く北のチャレンジ支援賞  
チャレンジを支援している団体・グループ

## (表彰の対象)

第3条 本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) 前4項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現に寄与していると認められる団体・グループ

## (候補の選定)

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

## (選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

## (表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

## (庶務)

第7条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。